

保険金等の早期お受取りに関するお知らせ

—お客さまに満期保険金などを確実にお受取りいただくために—

保険金等の支払期日から1年以上過ぎても、保険金等をお受取りいただいていないお客さまには「保険金等支払案内書」等の送付に加え、郵便局社員による手続案内、かんぽ生命による電話連絡等により、できるだけ早くお受取りいただくようご案内しておりますが、下表のとおり、まだお受取りいただいていない保険金等があります。

つきましては、できるだけ早く「保険金等支払案内書」等に記載の必要書類をご持参のうえ、お近くの郵便局の保険窓口においてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

【令和4年9月末】

(単位：百万円)

区 分	支払期日を1年以上過ぎても お受取りいただいていない金額
満 期 保 険 金	39,411
生存保険金・介護保険金	20,081
年 金	39,716
失効・解約還付金	334

注 上記は、民営化以降（平成19年10月1日以降）に支払期日を迎えた簡易生命保険契約の保険金等のうち、支払期日から1年以上過ぎてもお受取りいただけていない金額（最後のご案内から5年を経過していないものに限る。）

この他、民営化以前に支払期日を迎えた簡易生命保険契約の保険金等に係る金額（最後のご案内から5年を経過していないものに限る。）は35百万円（令和4年9月末）。

<お問い合わせ>

保険金等の支払に関するお問い合わせは、当機構が簡易生命保険の管理業務を委託しております株式会社かんぽ生命保険のかんぽコールセンター及び日本郵便株式会社の郵便局の窓口において受け付けております。

・かんぽコールセンター 0120-552-950 (通話料無料)

平日9:00~21:00、土日休日9:00~17:00
(1月1日~1月3日を除きます。)

- ※ 保険証券（書）記号番号をあらかじめお確かめの上、お電話願います。
- ※ プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申出は、ご請求者の方ご本人様からお願いいたします（ご本人様の確認にご協力ください。）。
- ※ 休日明けはお電話が混み合い、つながりにくい場合がありますので、ご了承ください。
- ※ おかけ間違いのないようご注意ください。
- ※ 当センターへのお電話は、サービス充実等の観点から録音させていただいております。あらかじめご了承ください。